

奈良市公報

第 205号

平成 18年 2月 1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 総務課長
印刷所 株式会社京阪工技社

目次

告示

| | |
|------------------------------------|---|
| 都市計画地区計画の原案の公衆縦覧 | 1 |
| 住居番号の設定 | 1 |
| 改良住宅入居者の募集 | 1 |
| 放置自転車等の保管 | 1 |
| 放置自転車等の処分 | 2 |
| 結核指定医療機関の指定辞退 | 2 |
| 結核指定医療機関の指定 | 2 |
| 奈良市地域密着型サービス運営委員会設置要綱 | 2 |
| 放置自転車等の保管(2件) | 3 |
| 生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出 | 3 |
| 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出 | 3 |
| 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定(2件) | 4 |
| 平成 17年度市・県民税納税通知書の公示送達 | 5 |
| 地域住宅計画の変更計画の縦覧 | 5 |
| 開発行為に関する工事の完了 | 5 |
| 放置自転車等の保管 | 5 |
| 開発行為に関する工事の完了 | 5 |
| 放置自転車等の保管 | 6 |
| 認可地縁団体の告示事項の変更(6件) | 6 |
| 放置自転車等の保管 | 7 |
| 奈良市条例制定請求の議会の審議結果 | 7 |
| 選挙管理委員会 | |
| 検察審査員候補者名簿に登載された者の氏名 | 7 |
| 教育委員会 | |
| 定例教育委員会の開催 | 9 |
| 農業委員会 | |
| 農地部会の招集 | 9 |
| 議会 | |
| 奈良市条例制定請求代表者への意見を述べる機会の付与 | 9 |

告示

奈良市告示第1号

大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)地区計画を決定するため、奈良市地区計画等の案の作成手続に関する条例(昭和61年奈良市条例第35号)第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦

覧に供します。

平成 18年 1月 4日

奈良市長 藤原 昭

- 1 地区計画等の種類
地区計画
- 2 地区計画の名称
リンクス東紀寺地区計画
- 3 地区計画の位置
奈良市東紀寺町一丁目 703番 1
- 4 地区計画の区域
別紙図面のとおりに
- 5 地区計画の面積
約 1.6ha
- 6 地区計画の原案の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目 1番 1号
奈良市都市計画部都市計画課
- 7 地区計画の原案の縦覧期間
平成 18年 1月 5日から同月 19日まで
- 8 地区計画の原案に対する意見の提出方法
この地区計画の原案について意見を提出しようとする者は、所定の用紙に記載し、権利を有する土地の付近見取図を添えて、奈良市都市計画部都市計画課に平成 18年 1月 26日までに必着するように提出してください。

別紙図面省略

(平成 18年 1月 4日掲示済)

奈良市告示第2号

奈良市住居表示に関する条例(昭和42年奈良市条例第21号)第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成 18年 1月 4日

奈良市長 藤原 昭

次のとおり省略

(平成 18年 1月 4日掲示済)

奈良市告示第3号

奈良市改良住宅入居者を次のとおり募集します。

平成 18年 1月 4日

奈良市長 藤原 昭

次のとおり省略

(平成 18年 1月 4日掲示済)

奈良市告示第4号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈

良市条例第 23号) 第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 18年 1月 5日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 18年 1月 5日
- 3 移動対象区域
近鉄あやめ池駅周辺及び近鉄学園前駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目 288- 1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から 60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第 3号) 第 1 条第 1項に規定する市の休日(毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。)を除く。
- 6 引取時間
午前 9時から午後 4時 30分まで
- 7 引取りのための必要事項
 - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。
 - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 2,000円
イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から 14日以内は無料)
- 8 連絡先
奈良市企画部交通政策課 電話 0742- 34- 1111代表
(平成 18年 1月 5日揭示済)

奈良市告示第 5号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号) 第 10条第 3 項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(昭和 59年奈良市規則第 35号) 第 5 条の規定により告示します。

平成 18年 1月 6日

奈良市長 藤原 昭

- 1 処分の根拠
移動日から 60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 2 処分対象自転車等の保管場所
奈良市大安寺西二丁目 288- 1
奈良市自転車等保管施設
- 3 処分年月日
平成 18年 1月 20日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成 17年 10月 3日から同月 7日まで、同月 11日から同月 12日まで、同月 17日から同月 20日まで、同月 24日から同月 28日

(平成 18年 1月 6日揭示済)

奈良市告示第 6号

結核予防法(昭和 26年法律第 96号) 第 36条第 4 項の規定により、次の結核指定医療機関がその指定を辞退しましたので、結核予防法施行令(昭和 26年政令第 142号) 第 2 条の 5 第 2 項において準用する同条例第 1項の規定により告示します。

平成 18年 1月 6日

奈良市長 藤原 昭

| 名 称 | 所 在 地 | 辞退年月日 |
|---------|----------------------------|-----------------|
| つるはら耳鼻科 | 奈良市神殿町 297- 2 シティコート広芝 2 F | 平成 17年 12 月 31日 |

(平成 18年 1月 6日揭示済)

奈良市告示第 7号

結核予防法(昭和 26年法律第 96号) 第 36条第 1 項の規定により、次のとおり結核指定医療機関を指定しましたので、結核予防法施行令(昭和 26年政令第 142号) 第 2 条の 5 第 1 項の規定により告示します。

平成 18年 1月 6日

奈良市長 藤原 昭

| 名 称 | 所 在 地 | 指定年月日 |
|---------|---------------|---------------|
| つるはら耳鼻科 | 奈良市神殿町 694- 1 | 平成 18年 1 月 1日 |

(平成 18年 1月 6日揭示済)

奈良市告示第 8号

奈良市地域密着型サービス運営委員会設置要綱を次のように定める。

平成 18年 1月 6日

奈良市長 藤原 昭

奈良市地域密着型サービス運営委員会設置要綱
(目的及び設置)

第 1 条 介護保険法(平成 9 年法律第 123号) 第 42条の 2 第 5 項、第 78条の 2 第 6 項及び第 78条の 4 第 5 項並びに第 54条の 2 第 5 項、第 115条の 11第 4 項及び第 115条の 13第 5 項並びに第 115条の 20第 3 項の規定に基づき、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援(以下「サービス」という。)の適正な運営を確保するため、奈良市地域密着型サービス運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) サービス事業者の指定に関すること。
- (2) サービスの指定基準及び介護報酬の設定に関すること。
- (3) サービスの質の確保、運営評価その他市長がサービスの適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項

(組織)

第3条 委員会は、奈良市高齢者保健福祉推進協議会設置要綱(平成13年奈良市告示第59号)第3条に定める委員で組織し、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 委員会に会長を置き、奈良市高齢者保健福祉推進協議会会長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部介護保険課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他について必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年1月6日から施行する。

(最初の委員の任期の特例)

2 最初の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

(平成18年1月6日告示済)

奈良市告示第9号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年1月6日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成18年1月6日

3 移動対象区域

近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成18年1月6日告示済)

奈良市告示第10号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年1月10日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成18年1月10日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成18年1月10日告示済)

奈良市告示第11号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第55条の2の規定により告示します。

平成18年1月10日

奈良市長 藤原 昭

| 指定介護機関の名称 | 指定介護機関の所在地 | 変更事項 | | 変更年月日 |
|--------------|-----------------|---------------------|----------------------|-----------|
| | | 旧 | 新 | |
| 有限会社ふぁみりーえいど | 奈良市西九条町二丁目12-10 | (所在地)奈良市帝塚山六丁目2-404 | (所在地)奈良市西九条町二丁目12-10 | 平成17年9月1日 |

(平成18年1月10日告示済)

法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成18年1月10日

奈良市長 藤原 昭

奈良市告示第12号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同

| 指定介護機関 | | 廃止した施設 又は廃止した 事業の種類 | 廃止 年月日 |
|----------|----------------------|---------------------------|---------------|
| 名称 | 主たる事務所の 所在地 | | |
| サン薬局宝来店 | 奈良市宝来三丁目 16- 4 | 居宅療養管理指導 | 平成 17年 7月 31日 |
| サン薬局高の原店 | 奈良市右京四丁目 14- 33 | 居宅療養管理指導 | 平成 17年 7月 31日 |
| サン薬局西大寺店 | 奈良市秋篠早月町 9 - 1 - 103 | 居宅療養管理指導 | 平成 17年 7月 31日 |
| サン薬局西ノ京店 | 奈良市六条三丁目 15- 5 | 居宅療養管理指導 | 平成 17年 7月 31日 |
| サン薬局富雄北店 | 奈良市富雄川西二丁目 7 - 7 富 | 居宅療養管理指導 | 平成 17年 7月 |

| | | | |
|----------|------------------|----------|---------------|
| | 雄川西メディカルビル | | 31日 |
| サン薬局奈良南店 | 奈良市八条四丁目 639- 1 | 居宅療養管理指導 | 平成 17年 7月 31日 |
| サン薬局学園前店 | 奈良市学園北一丁目 14- 13 | 居宅療養管理指導 | 平成 17年 7月 31日 |

(平成 18年 1月 10日 掲示済)

奈良市告示第 13号

生活保護法(昭和 25年法律第 144号)第 54条の 2 第 1 項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第 55条の 2 の規定により告示します。

平成 18年 1月 10日

奈良市長 藤原 昭

| 指定介護機関 | | 施設又は実施する事業の種類 | 開設者 | | 指定年月日 |
|--------------|-------------------|---------------|--------------|-------------------|---------------|
| 名称 | 所在地 | | 名称 | 主たる事務所の所在地 | |
| 有限会社ふぁみりーえいど | 奈良市西九条町二丁目 12- 10 | 通所介護 | 有限会社ふぁみりーえいど | 奈良市西九条町二丁目 12- 10 | 平成 17年 11月 1日 |

(平成 18年 1月 10日 掲示済)

のとおり指定しましたので、同法第 55条の 2 の規定により告示します。

平成 18年 1月 10日

奈良市長 藤原 昭

奈良市告示第 14号

生活保護法(昭和 25年法律第 144号)第 54条の 2 第 1 項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次

| 指定介護機関 | | 施設又は実施する事業の種類 | 開設者 | | 指定年月日 |
|----------|------------------------------|---------------|------------|---------------------|--------------|
| 名称 | 所在地 | | 名称 | 主たる事務所の所在地 | |
| サン薬局宝来店 | 奈良市宝来三丁目 16- 4 | 居宅療養管理指導 | 株式会社関西メディコ | 生駒郡平群町上庄 1丁目 14- 12 | 平成 17年 8月 1日 |
| サン薬局平松店 | 奈良市平松一丁目 31- 26池田ビル | 居宅療養管理指導 | 株式会社関西メディコ | 生駒郡平群町上庄 1丁目 14- 12 | 平成 17年 8月 1日 |
| サン薬局高の原店 | 奈良市右京四丁目 14- 33 | 居宅療養管理指導 | 株式会社関西メディコ | 生駒郡平群町上庄 1丁目 14- 12 | 平成 17年 8月 1日 |
| サン薬局新大宮店 | 奈良市芝辻町四丁目 2 - 3 田村ビル 1 F | 居宅療養管理指導 | 株式会社関西メディコ | 生駒郡平群町上庄 1丁目 14- 12 | 平成 17年 8月 1日 |
| サン薬局奈良店 | 奈良市花芝町 29 | 居宅療養管理指導 | 株式会社関西メディコ | 生駒郡平群町上庄 1丁目 14- 12 | 平成 17年 8月 1日 |
| サン薬局西大寺店 | 奈良市秋篠早月町 9 - 1 - 103 | 居宅療養管理指導 | 株式会社関西メディコ | 生駒郡平群町上庄 1丁目 14- 12 | 平成 17年 8月 1日 |
| サン薬局西ノ京店 | 奈良市六条三丁目 15- 5 | 居宅療養管理指導 | 株式会社関西メディコ | 生駒郡平群町上庄 1丁目 14- 12 | 平成 17年 8月 1日 |
| サン薬局富雄北店 | 奈良市富雄川西二丁目 7 - 7 富雄川西メディカルビル | 居宅療養管理指導 | 株式会社関西メディコ | 生駒郡平群町上庄 1丁目 14- 12 | 平成 17年 8月 1日 |

| | | | | | |
|----------|--------------------------------------|--------------|----------------|------------------------|--------------|
| サン薬局奈良南店 | 奈良市八条四丁目 639- 1 | 居宅療養管理指 導 | 株式会社関西メ ディコ | 生駒郡平群町上庄 1丁目 14- 12 | 平成 17年 8月 1日 |
| サン薬局学園前店 | 奈良市学園北一丁 目 14- 13メディカ ル学園前 1 F | 居宅療養管理指 導 | 株式会社関西メ ディコ | 生駒郡平群町上庄 1丁目 14- 12 | 平成 17年 8月 1日 |

(平成 18年 1月 10日揭示済)

奈良市告示第 15号

平成 17年度(平成 16年度相当分)市・県民税納税通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和 25年法律第 226号)第 20条の 2 及び奈良市税条例(昭和 46年奈良市条例第 12号)第 6 条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は財務部市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

平成 18年 1月 10日

奈良市長 藤原 昭

| | |
|---------------|----------------|
| 1 この通知書の発送年月日 | 平成 17年 11月 15日 |
| 2 送達を受けるべき者 | 省略 |

(平成 18年 1月 10日揭示済)

奈良市告示第 16号

地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成 17年法律第 79号)第 6 条第 1 項の規定に基づき作成した地域住宅計画を変更しましたので、同条第 9 項において準用する同条第 8 項の規定により、当該計画を奈良市建設部住宅課において一般の閲覧に供します。

平成 18年 1月 10日

奈良市長 藤原 昭

(平成 18年 1月 10日揭示済)

奈良市告示第 17号

都市計画法(昭和 43年法律第 100号)第 36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 18年 1月 10日

奈良市長 藤原 昭

- 許可の年月日及び番号
平成 17年 10月 3日 奈良市指令都整開第 05A- 27号
- 検査済証の交付年月日及び番号
 - 開発行為 平成 18年 1月 10日 第 968号
 - 公共施設 平成 18年 1月 10日 第 423号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市六条西三丁目 1559番地の 1 の一部及び 1559番地の 2

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

生駒市東生駒一丁目 32番地
太陽興産株式会社
代表取締役 桑原 富夫

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市六条西三丁目 1559番地の 1 及び 1559番地の 2 の各一部

(2) 下水道

奈良市六条西三丁目 1559番地の 1 及び 1559番地の 2 の各一部

(平成 18年 1月 10日揭示済)

奈良市告示第 18号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 18年 1月 11日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 18年 1月 11日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 18年 1月 11日揭示済)

奈良市告示第 19号

都市計画法(昭和 43年法律第 100号)第 36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 18年 1月 12日

奈良市長 藤原 昭

- 許可の年月日及び番号
平成 17年 12月 13日 奈良市指令都整開第 05A- 38号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成 18年 1月 12日 第 969号

- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市山陵町 839番地の 5 及び 839番地の 6
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市山陵町 301番地
藤井 正実
藤井 澄与

(平成 18年 1月 12日 揭示済)

奈良市告示第 20号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。
平成 18年 1月 12日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 18年 1月 12日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 18年 1月 12日 揭示済)

奈良市告示第 21号

地方自治法(昭和 22年法律第 67号)第 260条の 2 第 11 項の規定により石打自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第 10項の規定により次のとおり告示します。
平成 18年 1月 13日

奈良市長 藤原 昭

- 1 変更があった事項及びその内容

| 変更事項 | 変更前 | 変更後 |
|----------------|---------------------------|-----------------------------|
| 代表者の氏名 及び住所 | 西脇 勝征 奈良市月ヶ瀬石打 41番地 | 高嶋 技 奈良市月ヶ瀬石打 41番地の 1 |

- 2 変更の年月日
平成 18年 1月 1日

(平成 18年 1月 13日 揭示済)

奈良市告示第 22号

地方自治法(昭和 22年法律第 67号)第 260条の 2 第 11 項の規定により尾山自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第 10項の規定により次のとおり告示します。
平成 18年 1月 13日

奈良市長 藤原 昭

- 1 変更があった事項及びその内容

| 変更事項 | 変更前 | 変更後 |
|----------------|----------------------------|----------------------------|
| 代表者の氏名 及び住所 | 中岡 喜勇 奈良市月ヶ瀬尾山 250番地 | 老本 庄藏 奈良市月ヶ瀬尾山 214番地 |

- 2 変更の年月日
平成 18年 1月 1日

(平成 18年 1月 13日 揭示済)

奈良市告示第 23号

地方自治法(昭和 22年法律第 67号)第 260条の 2 第 11 項の規定により長引自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第 10項の規定により次のとおり告示します。
平成 18年 1月 13日

奈良市長 藤原 昭

- 1 変更があった事項及びその内容

| 変更事項 | 変更前 | 変更後 |
|----------------|------------------------------|-----------------------------|
| 代表者の氏名 及び住所 | 福北 文雄 奈良市月ヶ瀬長引 28番地の 2 | 小西 功 奈良市月ヶ瀬長引 43番地の 1 |

- 2 変更の年月日
平成 18年 1月 1日

(平成 18年 1月 13日 揭示済)

奈良市告示第 24号

地方自治法(昭和 22年法律第 67号)第 260条の 2 第 11 項の規定により高自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第 10項の規定により次のとおり告示します。
平成 18年 1月 13日

奈良市長 藤原 昭

- 1 変更があった事項及びその内容

| 変更事項 | 変更前 | 変更後 |
|----------------|----------------------------|------------------------------|
| 代表者の氏名 及び住所 | 上岡 要一 奈良市月ヶ瀬高 22 8番地 | 藤森 秀一 奈良市月ヶ瀬高 36 番地の 4 |

- 2 変更の年月日
平成 18年 1月 1日

(平成 18年 1月 13日 揭示済)

奈良市告示第 25号

地方自治法(昭和 22年法律第 67号)第 260条の 2 第 11 項の規定により月瀬自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第 10項の規定により次のとおり告示します。

平成 18年 1月 13日

奈良市長 藤原 昭

1 変更があった事項及びその内容

| 変更事項 | 変更前 | 変更後 |
|----------------|--|--------------------------|
| 代表者の氏名 及び住所 | 辰巳 一雄 奈良市月ヶ瀬月瀬 492・494番地合併 の2 | 井岡 進 奈良市月ヶ瀬月瀬 18番地 |

2 変更の年月日

平成 18年 1月 1日

(平成 18年 1月 13日揭示済)

奈良市告示第 26号

地方自治法(昭和 22年法律第 67号)第 260条の 2 第 11 項の規定により桃香野自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第 10項の規定により次のとおり告示します。

平成 18年 1月 13日

奈良市長 藤原 昭

1 変更があった事項及びその内容

| 変更事項 | 変更前 | 変更後 |
|----------------|--------------------------------|------------------------------|
| 代表者の氏名 及び住所 | 徳家 眞 奈良市月ヶ瀬桃香 野 356番地の 3 | 中家 正弘 奈良市月ヶ瀬桃香 野 489番地 |

2 変更の年月日

平成 18年 1月 1日

(平成 18年 1月 13日揭示済)

奈良市告示第 27号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 18年 1月 13日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 18年 1月 13日

3 移動対象区域

近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 18年 1月 13日揭示済)

奈良市告示第 28号

平成 17年 12月 26日受理した地方自治法(昭和 22年法律第 67号)第 74条第 1 項の規定による奈良市条例制定請求

について、平成 18年 1月 10日意見を付けて議会に付議し、下記のとおり議決されましたので、その審議の結果を地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 98条第 2 項の規定に基づき告示します。

平成 18年 1月 13日

奈良市長 藤原 昭

1 議決件名

奈良市議案第 1 号 奈良市平和・無防備都市条例(平和を希求し、戦争に協力しない条例)の制定について

2 議決年月日

平成 18年 1月 13日

3 審議結果

否決

(平成 18年 1月 13日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第 1 号

検察審査会法(昭和 23年法律第 147号)第 10条第 1 項及び第 5 項の規定により平成 18年度検察審査員候補者を選定し、検察審査員候補者名簿を調製しましたので、同法第 11条第 2 項の規定により当該名簿に登載された者の氏名を次のとおり告示します。

平成 18年 1月 6日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉田 勝二

1 平成 18年度検察審査員候補者 別紙のとおり

第 1 群

| | | |
|---------|---------|---------|
| 信 藤 はるみ | 田 村 由美子 | 小 松 貴子 |
| 村 上 康子 | 大喜多 肇 | 狩 野 敬三 |
| 東 千 幸 | 山 本 朝之助 | 井 澤 敬允 |
| 宮 武 文子 | 今 村 秀 樹 | 玉 中 菜智代 |
| 竹 村 佳代 | 岡 本 卓也 | 吉 村 正三 |
| 小 野 康介 | 菊 池 祐生 | 高 木 千里 |
| 三 浦 千代子 | 小 島 真規 | 中 森 睦 |
| 中 野 靖仁 | 永 野 智美 | 笹 野 隆 |
| 今 井 孝幸 | 秋 山 和政 | 金 崎 弘明 |
| 橋 本 やよい | 安 井 望 | 西 田 基雄 |
| 水 上 清司 | 横 野 清 | 土 屋 英樹 |

| | | |
|---------|---------|---------|
| 畑 中 多美子 | 篠 原 正 恵 | 井 上 幸 代 |
| 中 尾 茂 子 | 梅 田 はる子 | 山 城 明 子 |
| 中 實 | 仲 野 和 子 | 藤 垣 勲 |
| 井 川 裕 太 | 河 西 雅 樹 | |
| 久保田 高 匡 | 葉 山 裕 子 | |

第 2 群

| | | |
|---------|---------|---------|
| 横 田 愛 子 | 小 鶴 道 徳 | 藤 田 文 子 |
| 金 田 薫 | 梅 崎 順 一 | 大 植 滋 美 |
| 中 村 照 子 | 辻 中 佐 織 | 岡 島 昌 代 |
| 小 林 悦 子 | 今 西 みや子 | 谷 口 幸 江 |
| 上 田 正 治 | 石 田 省 子 | 平 田 ティ子 |
| 氏 原 憲 雄 | 安 立 美佐子 | 小 林 秀 樹 |
| 中 井 公 | 櫻 井 仁奈子 | 竹 尾 美津子 |
| 乾 政 史 | 乾 由 月 | 吉 村 進 |
| 中 嶋 静 子 | 村 瀬 由 香 | 那 須 理絵子 |
| 小 西 完 治 | 吉 田 長三郎 | 佐 中 一 弥 |
| 梶 原 直 正 | 麴 谷 愛 子 | 生 川 聖 一 |
| 今 中 清 一 | 山 畑 真 悟 | 藤 澤 信 美 |
| 宮 平 知 三 | 松 本 真 実 | 吉 田 雅 年 |
| 山 岡 美智子 | 鈴 木 朝 子 | 田 中 多栄子 |
| 谷 口 久美子 | 坂 口 禎 文 | |
| 尾 高 啓 司 | 畔 上 真 | |

第 3 群

| | | |
|---------|---------|---------|
| 吉 田 勝 一 | 児 玉 友樹子 | 岩 崎 悦 子 |
| 吉 田 直 樹 | 森 田 一 樹 | 上 畑 幸 子 |

| | | |
|---------|---------|---------|
| 大久保 達 也 | 浅 田 洋 美 | 吉 田 隆 |
| 松 本 勝 之 | 田 嶋 千 稔 | 渡 邊 満 子 |
| 山 本 一 人 | 岸 本 晴二郎 | 中 山 貴美子 |
| 小 堀 滋 美 | 高 橋 奈緒美 | 土 井 恒 雄 |
| 中 嶋 美代子 | 桑 原 文 子 | 有 井 充 子 |
| 柏 原 昇 | 吉 川 陽 平 | 遠 山 管 子 |
| 佐々木 文 奈 | 東 口 喜久代 | 西 岡 隆 三 |
| 垣 口 学 | 松 原 英 章 | 米 倉 保 |
| 畠 木 芳 治 | 松 田 輝 幸 | 高 橋 又 一 |
| 木 内 弘 三 | 増 田 登記子 | 久保井 功 |
| 伊 藤 滋 | 原 田 勝 胡 | 守 屋 宏 毅 |
| 稲 葉 純 子 | 大久保 敏 郎 | 牧 國 夫 |
| 塚 本 里加子 | 土 本 辰 雄 | 村 上 ヒトミ |

第 4 群

| | | |
|---------|---------|----------|
| 坂 本 操 | 大 加 登喜子 | 阪 口 モトエ |
| 浅 野 よし子 | 野 津 チカ子 | 大和田 文 子 |
| 山 中 弘 貴 | 河 合 克 | 藤 井 紗綾香 |
| 門 朗 | 津 川 澄 子 | 古 谷 浩 章 |
| 山 守 徹 | 今 西 長 造 | 深 谷 登 美 |
| 山 崎 尚 美 | 福 井 弘 義 | 前 垣 瑞 生 |
| 金 谷 東 | 嶋 岡 博 行 | 伊 藤 政 隆 |
| 大 塚 操 | 佐 藤 長 久 | 垣 内 忠 子 |
| 小 角 加 代 | 田 中 信 之 | 梶 原 剛 |
| 田 中 千 秋 | 内 川 敏 雄 | 曾 根 勝 子 |
| 丸 谷 正 実 | 中 島 優 | 田 茂井 麻 衣 |

| | | |
|-------|-------|-------|
| 神吉達夫 | 廣瀬孝雄 | 犬童五十鈴 |
| 中島佐枝子 | 青木留美 | 村木克美 |
| 山村優枝 | 古澤紀一郎 | 池田勇人 |
| 柳生人美 | 池田吾郎 | 福澤守 |

(平成 18年 1月 6日 揭示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第 1号

平成 18年 1月 定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和 57年奈良市教育委員会規則第 12号)第 3条第 2項の規定により告示します。
平成 18年 1月 13日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

- 1 日時
平成 18年 1月 18日(水)午後 1時 30分から
- 2 場所
奈良市役所北棟 3階 教育委員会室
- 3 会議に付すべき事件
 - 1 教育長報告
 - (1) 第 44回奈良市スキースクール及び指導者養成講習会並びに第 59回奈良市民体育大会冬季大会スキー競技会の開催について
 - 2 議事

議案第 94号 市長の権限に属する事務の委任について

議案第 95号 平成 18年度補助するスポーツ団体に対する諮問について
 - 3 その他
 - (1) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について
1月～2月

傍聴受付は、開催日の午後 0時 30分から午後 1時 20分までで、定員 5名になり次第締め切ります。

(平成 18年 1月 18日 揭示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第 1号

奈良市農業委員会平成 18年 1月 農地部会の会議を下記のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則(昭和 32年農業委員会告示第 4号)第 3条第 1項の規定により告示します。

平成 18年 1月 6日

奈良市農業委員会
農地部会長 中島信男

記

- 1 日時
平成 18年 1月 13日(金)午後 2時 30分
- 2 場所
奈良市二条大路南一丁目 1番 1号
奈良市役所 北棟 6階 第 22会議室
- 3 審議案件
 - (1) 農地法(昭和 27年法律第 229号)第 3条、第 4条、第 5条及び第 20条に関する許可申請及び届出について
 - (2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
 - (3) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について
 - (4) 農地の競売に係る買受適格証明について
 - (5) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
 - (6) 奈良市標準小作料の改訂について
 - (7) 農地法第 25条第 2項の規定による通知の受理について
 - (8) 水田利用転換届出について
 - (9) 生産緑地法第 13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて
 - (10) 農業生産法人の要件確認について
 - (11) 許可・受理の取消しについて
 - (12) 知事許可について(12月許可分)
 - (13) 非農地証明について(12月分)

(平成 18年 1月 6日 揭示済)

議 会

奈良市議会告示第 1号

地方自治法(昭和 22年法律第 67号)第 74条第 4項の規定に基づき 奈良市平和・無防備都市条例(平和を希求し、戦争に協力しない条例)」制定請求代表者に意見を述べる機会を与えますので、地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 98条の 2 第 1項の規定により、次のとおり告示します。

平成 18年 1月 10日

奈良市議会議長 矢追勇夫

- 1 日時
平成 18年 1月 11日(水)午前 10時から
(なお、議事の都合により変更することがあります。)
- 2 場所
奈良市議会議場
- 3 事件名
議案第 1号 奈良市平和・無防備都市条例(平和を希求し、戦争に協力しない条例)の制定について
- 4 条例制定請求代表者の住所及び氏名
奈良市千代ヶ丘 1-1-34 辻本 誠
奈良市敷島町 1-548-10 井上 雅由

奈良市般若寺町 221 工藤 良任
奈良市あやめ池北 3 - 17- 12 中川 徹
奈良市白毫寺町 392 宮崎 幹大
計 5 人

5 意見を述べる機会を与える条例制定請求代表者の数
5 人以内

6 意見を述べる時間

合計 25分以内

(平成 18年 1月 10日 掲示済)